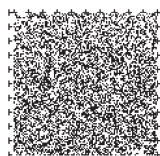


## 久留米市教育改革推進会議 委員名簿

区 分	所属団体等	氏 名	備 考
学識経験者	国立大学法人 福岡教育大学	伊藤 克治	座長
心理医療	学校法人 久留米大学	門田 光司	
幼児保育	久留米市幼児教育研究所	多々野智子	
民間企業	久留米市中小企業家同友会	西冨 健司	
学校	久留米市小学校校長会	後藤 真	
学校	久留米市中学校校長会	西田 正典	
学校	久留米市立久留米商業高等学校	藤野ひとみ	
特別支援教育	久留米市立久留米特別支援学校	樋口 昭子	
青少年育成	久留米市青少年育成市民会議	吉住 英男	副座長
社会教育	久留米市子ども会連合会	大久保康博	
社会教育	久留米市民生委員児童委員協議会	合原久美子	
地域学校協議会	久留米市校区まちづくり連絡協議会	籾 敏博	
地域学校協議会	久留米市校区まちづくり連絡協議会	古賀 文雄	
保護者	久留米市小・中学校PTA連合協議会	安達 真依	
保護者	久留米市小・中学校PTA連合協議会	中城 雅史	



## 「久留米市教育改革推進会議」設置要綱

### (目的)

第1条 久留米市の学校教育を中心とした教育改革を推進するために、久留米市教育委員会が久留米市教育改革プラン（以下「改革プラン」という。）を策定するとともに、その進行状況を点検・評価するにあたり、専門的・総合的な視点から意見・助言を得るため、「久留米市教育改革推進会議」（以下「改革会議」という。）を設置する。

### (会議の招集)

第2条 「改革会議」の招集は、教育長が行う。

### (所管事務)

第3条 「改革会議」は教育長の求めに応じ、次のことを調査、審議し、意見、助言を行う。

- (1) 学校における教育に関すること
- (2) 学校・家庭・地域の連携に関すること
- (3) 教育委員会組織や教育施設の効率的な管理・運営に関すること
- (4) 教育改革プランの策定等に関すること
- (5) その他教育行政に関すること

### (組織)

第4条 「改革会議」は、25名以下の委員を持って構成し、座長、副座長を置く。

2 委員は、教育行政について幅広い識見を有するもののうちから、教育長が委嘱する。

### (座長及び副座長)

第5条 座長は、委員の互選とし、副座長は、座長が指名する。

2 座長は、「改革会議」の議長となり、会務を総理する。

3 座長に事故のあるとき、または座長が欠けたときは、副座長が、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、1年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (意見聴取及び資料提出)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、「改革会議」において、関係職員または関係者に対し、意見、説明、または資料の提出を求めることができる。

### (会議の公開)

第8条 会議は、公開することにより当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合、その他座長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

### (庶務)

第9条 「改革会議」の事務局は、教育委員会教育部内に置く。

### (補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、「改革会議」の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

#### 附 則

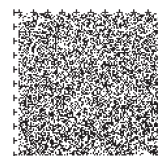
この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。



# 久留米市教育に関する大綱

## はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正法が平成27年4月1日から施行され、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保しつつ、首長と教育委員会との連携の強化等を図るため、地方公共団体の長と教育委員会の協議・調整の場となる総合教育会議を設置すること、首長は教育・学術等の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することなどが規定されました。

久留米市においても、平成27年に設置した「総合教育会議」における協議を経て、前「教育に関する大綱」を策定し、31年度までの5年間の久留米市における教育分野の取組の方針としてきたところです。

現在、人口減少と超高齢社会の急速な進行、グローバル化やICTの進展など時代の大きな転換期にある中、将来にわたり県南の中核都市として、持続可能な地域社会であり続け、発展していくための重要な局面を迎えています。

こうした中で、様々な課題を克服していくために重要となるのが「ひとづくり」です。地域を愛し地域づくりに貢献できる人材、グローバル社会で活躍できる人材の育成など、久留米市の特色を活かしながら、知・徳・体のバランスのとれた教育や、それぞれのライフステージに応じた教育の充実を図っていくことが求められています。

一方、教育の現場においては、いじめや不登校、貧困やDV問題など、子どもたちは様々な課題を抱え学校生活を送っています。こうした課題を解決していくためには、市長部局と教育委員会がこれまで以上に認識を共有しながら対応していくことが必要です。

このたび、このような現状を踏まえ総合教育会議において協議を重ねるとともに、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする「久留米市新総合計画第4次基本計画」における学校教育・社会教育などの施策との整合性を図り、本市の教育の目標や施策の根本的な方針となる「久留米市教育に関する大綱」を策定いたしました。

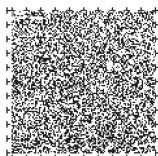
本大綱に基づき、学校、家庭、地域と行政が一体となって、次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育や、市民が心豊かに生活できる教育環境づくりを、教育委員会とともに全力を挙げて進めてまいります。

こうした取組を通して、「市民一人ひとりが主役となり、全ての市民が元気に明るく暮らせるまちづくり」「夢と希望を実現する生活空間づくり」に向けて、未来を担う人づくりを進めていきたいと考えています。

これから一層、子どもたちをはじめとする市民の皆さまの笑顔が街中にあふれ、今後も本市が将来にわたって輝き続けられる「日本一住みやすい街・久留米」を目指して、教育委員会との連携を密にするなかで、時代を超えて変わらない価値あるものを次世代へ継承するとともに、新しい時代に応じた施策を積極的に展開しながら、教育の総合的な推進を図ってまいります。

令和2年3月

久留米市長 大久保 勉



# 第1章 久留米市教育に関する大綱について

## 1 大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと規定されています。

これに基づき、久留米市教育に関する大綱では、教育基本法の規定による国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の新総合計画第4次基本計画の教育分野を具現化していくものとして、学校教育や社会教育等の基本方針及び施策の方向性を定めます。

久留米市では、大綱に基づき、久留米市教育振興プラン（仮称）を策定し、教育に関連する施策に取り組み、「目指す教育の姿」の実現を図ります。

## 2 大綱の対象範囲

大綱は、幼児から高齢者までの全ての人を対象とし、「学校教育」「社会教育」の推進を図り、その基盤となる人権尊重の意識の向上と道徳性の育成に取り組めます。

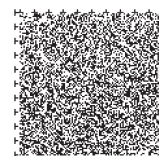
## 3 大綱の計画期間

大綱の計画期間は、新総合計画の理念や施策等との整合性を図る観点から、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、今後の国の動向等も踏まえ、必要に応じて中間期に見直し行います。

### 【各計画の実施期間】

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
新総合計画第4次基本計画					
教育に関する大綱					
教育振興プラン（仮称）					



## 第2章 基本理念

### “学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る

生産年齢人口が減少し、グローバル化や絶え間ない技術革新が進み、予測が困難な時代が到来する中、お互いを尊重し人と人とのつながりを大切にしながら、市民一人ひとりが輝き、安全と安心、活力に満ちた都市の実現のためには、時代を乗り越え、他者と協働しながら未来を切り拓いていく人をつくることが重要です。

そのため、子どもから大人まで、生涯にわたり誰もが生き生きと学び、ふるさと久留米を誇り、久留米のまちづくりを担うことができるよう、生きがいや希望を持ち、学ぶことの楽しさと大切さを実感できる教育の充実を図ります。

また、教育の基盤となる安全安心な環境づくりに取り組み、やりがいを持って教育に向き合うことができるまちづくりを進めます。

## 第3章 基本方針

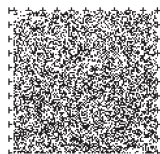
大綱では、「学校教育」「社会教育」を推進するにあたり、以下の基本方針を立て、施策の方向性を定めます。

### 基本方針Ⅰ

「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育を進めます

### 基本方針Ⅱ

生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくりを進めます



**基本方針 I**

「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育を進めます

一人ひとりが未来への夢と希望を持ち、学ぶ楽しさを実感しながら個々の個性と能力を発揮し活躍できるよう「生きる力」を育みます。

そのために、時代を担う子どもたちに、ふるさと久留米への愛着と誇りや自尊感情の育成を図りながら、確かな学力・豊かな心・健やかな体といった知徳体のバランスがとれた学校教育を進めます。

**施策の方向性 1****未来へつながる教育と学びの充実****(1) 学力の保障と向上**

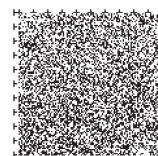
- ①学力の保障と向上に向け、教師が授業づくりに専念できる環境を整備し、教師の授業力を高める取組を進めます。
- ②分かる授業に向けたICT環境の積極的な整備を一層進めるとともに、子どもたちの情報活用能力を高める取組を推進します。また、そのための教職員への研修の充実を図ります。

**(2) 特色ある教育の充実**

- ①子どもたちに、ふるさと久留米への愛着と誇りを育むために、自然や文化、郷土の先人などをテーマに探究的な学習を行う「くるめ学」に取り組みます。
- ②グローバル化の進展を踏まえ、言語や文化に対する理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、国際理解を深めるため、外国語教育の充実に取り組みます。

**(3) 健やかな体の育成**

- ①学校の教育活動全体を通して、子どもたちの発達・成長を支え、意欲や気力も充実させる体力や運動技能の向上を図ります。
- ②食育や学校給食の充実を通して、子どもたちの基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上に取り組みます。



### (1) 人権尊重の意識や道徳性の育成

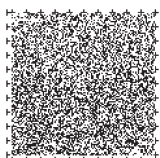
- ①学校の教育活動全体を通して、人権を尊重する意識の形成を図るとともに、同和問題、女性、障害者、外国人、LGBT等の人権課題に関する認識を深めるための人権教育に取り組みます。
- ②学校における特別の教科「道徳」を中心に、家庭や地域とも連携し、人間尊重や生命尊重の心、他者を思いやるといった道徳性を身に付けるための道徳教育に取り組みます。

### (2) 安全・安心・快適な教育環境の保障

- ①いじめや不登校の未然防止と解消の取組をきめ細かに行います。
- ②特別支援教育や日本語教育を充実し、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行います。
- ③生徒指導上の課題解決のために、組織的な体制のもと、積極的な生徒指導に取り組みます。
- ④子どもたちが安全かつ快適に学校生活を送れるための学校施設の充実や、適切な学校規模への対応など、安心して学べる教育環境づくりを進めます。

### (3) 学校・家庭・地域の連携

- ①地域学校協議会の取組を充実させ、学校・家庭・地域が連携して、子どもの貧困対策や虐待防止、非行防止や健全育成など、子どもたちの健やかな成長を支える取組を推進します。
- ②学童保育所等による児童の放課後における安全な居場所づくりに取り組みます。



**基本方針Ⅱ**

生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくりを進めます

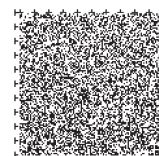
すべての市民が、それぞれの価値観や生活に合わせ、様々な学習の機会やスポーツ、貴重な歴史資源に触れるとともに、社会教育のあらゆる機会を通して個々の人権意識を高め、地域において役割を持ち、心身ともに豊かで、自分らしく安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

**施策の方向性 1****学び楽しむ生涯学習・スポーツの振興****(1) 生涯学習の推進**

- ①社会的なニーズや課題に対応したり、久留米の地域資源や魅力を伝え郷土への愛着を育んだりする講座やイベントの開催など、子どもから高齢者まで、誰もが学べる機会の充実に取り組みます。
- ②市民や地域が行う自主的・自発的な学習活動やボランティア活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に生かす取り組みを促します。
- ③市民の学びと情報の拠点である図書館について、多様な図書資料や情報を収集し提供するとともに、利用者サービスの向上に取り組みます。
- ④同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBT等の人権課題がある中、市民が人権尊重の意義や考え方、人権問題の現状等を学ぶことで課題解決につなげられるよう、人権意識の向上に取り組みます。

**(2) スポーツの推進**

- ①すべての市民が、その目的やライフステージに応じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会の充実に取り組みます。
- ②市民のスポーツ活動や健康づくりを支える指導者及びボランティアの養成やトップアスリートの支援など、地域におけるスポーツ人材の育成に取り組みます。
- ③年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、施設の利用環境の整備・充実に取り組みます。
- ④スポーツ大会の誘致やスポーツに関する情報を積極的に発信し、地域の活性化や活力あるまちづくりに取り組みます。





## 施策の方向性 2

## 魅力ある歴史遺産の保存・活用

**(1) 文化財の保存**

- ①先達から受け継いできた貴重な歴史遺産を、市民・地域と一体となり保存し、未来に引き継いでいきます。
- ②市民の郷土愛の醸成や地域文化の継承のために、その魅力や価値を幅広い世代の市民に伝え、共有する取組を進めます。

**(2) 文化財の活用**

- ①歴史遺産をまちづくりに活かしつつ、久留米の魅力発信につなげる取組を進めます。

